

監査公表第24号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年3月3日

新城市監査委員 原 義弘
新城市監査委員 下江洋行

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
監査委員事務局

第3 監査に当たった監査委員
原 義弘、下江洋行

第4 監査の期間
令和3年1月8日～令和3年2月24日

第5 監査の方法

監査実施計画に基づき上記部局に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

第6 監査の結果

事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

監査委員事務局

意見

- 1 定例・行政監査調書について、主要業務の進捗状況を把握しやすくするため、数値的に捉えるなどにより「見える化」を図ることが出来るよう調書の様式を検討されたい。
- 2 是正措置の改善状況の報告についても、状況を把握しやすくするため数値化等により回答されるよう、該当部署に指導されたい。